

## 生活保護の「母子加算」の早期復活を求める意見書

一九四九年に母子加算ができてから六十年目の今年、数年間の減額措置を経て、三月三十一日で全廃された。母子家庭からは、「食事を削り、風呂の回数を減らした」「本当は野球部に入りたいけど我慢している息子を見るのはつらい」「あらゆるものを節約。交際もほとんどできません。支給額を減らすのではなく、もう少しでいいのでふやしてほしい」と声があがっている。

母子加算の廃止は、「消費支出が一般母子世帯の水準と比べ生活保護のほうが高い」との理由であるが、貧困な状態にある母子世帯の底上げをすることこそ求められている。厚生労働省は就労を促進するといっているが、日本の母子世帯の就労率は諸外国より高くすでに八十四％が就労している。母子加算がなくなった分、生活保護基準は引き下げられ、貧困化がいつそうすすむことは目に見えている。子どもの貧困化、貧困の連鎖を断ち切ることが社会的課題となっており、母子加算の廃止はそれに、逆行するものである。

母子加算の財源二百億円は二〇〇九年度予算の補正予算の七百分の一（〇・一四％）を使うだけでできる額である。

母子加算はひとり親の生活保護世帯に対し、子どもの健全な育成のために出されたもので、子育てに欠かせない給付である。加算は単なる上乘せではなく、幼児や成長期の子どもがいる生活保護家庭では、母子加算があつてこそ初めて最低限度の生活が保障されるものである。子どもが熱を出しても仕事を休めずベビーシッターをお願いするなど経済的負担とともに、父親の役割も果たしていくといった目に見えない精神的負担がある。

母子家庭は一般世帯の四割にも満たない収入である。憲法二十五条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に反するものである。

よって政府におかれては、第四十五回衆議院総選挙による政権交代により、三党連立政権樹立に当たったの政策合意の中で、生活保護の母子加算については今年度中に復活するということが明記されてはいるが、生活保護を受ける母子家庭の経済的負担を一日でも早く軽減するため、生活保護の母子加算を早期に復活するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年九月二十五日

鳴門市議会